

年末年始建設業一斉集中監督実施期間

平成 28 年 12 月 1 日 ~ 平成 29 年 1 月 31 日

鹿児島労働局管内の建設業における労働災害は、平成 26 年の 267 件から平成 27 年は 290 件、平成 28 年は 10 月末速報値で 231 件(前年同期比 10 件増加)と増加傾向にあり、平成 28 年の死亡災害は 3 件発生しています。名瀬労働基準監督署管内においても、平成 26 年 21 件、平成 27 年 24 件、平成 28 年 10 月末速報値 20 件(前年同期比 5 件増加、死亡災害は無し)と鹿児島県全体と同様の傾向にあります。

これから迎える年末年始は、年度末に向けて多くの建設工事が発注され、工事全体が慌ただしくなる時期であること、建設工事における普段の作業内容や生活リズムが変化する時期であり、不測の災害の発生が懸念されること、さらには、年末年始休暇を除いた稼働日数が他の月より少ないにもかかわらず、例年、災害発生件数が多い時期であることといった特徴があります。

このため、鹿児島労働局では年末年始休暇を挟む期間において更なる労働災害防止を図ることを目的として、「建設業一斉集中監督」を実施します。名瀬労働基準監督署においても、より多くの建設現場にうかがうこととしています。

【重点事項】

- (1) 墜落・転落災害の防止対策
足場の設置等による作業床の確保、安全带(命綱)の使用、開口部等への囲いの設置
- (2) 建設機械災害の防止対策
有資格者による運転、作業半径内の立入禁止、用途外使用の禁止、安全な運行経路の確保
- (3) 土砂崩壊災害の防止対策
掘削箇所の事前調査、法面の安全勾配の確保、上下水道工事の土止支保工の設置

業務改善助成金の拡充のご案内

大幅拡充しました

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資(機械設備等の導入)などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

詳しくは、別紙(チラシ)をご覧ください。

お問い合わせ先

鹿児島県最低賃金総合相談支援センター フリーダイヤル 0120-898-930

鹿児島市新屋敷町 16-16

開所日 土・日・祝祭日を除く 9:00~17:00

鹿児島労働局雇用環境・均等室(山下町庁舎)

〒892-8535 鹿児島市山下町 13-21 鹿児島合同庁舎 2 階 電話 099-223-8239

申請先

上記

働き方・休み方改善ポータルサイト

~ 効率的に働いてしっかり休むために ~
企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。

(<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

職場のあんぜんサイト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)

労働災害統計 災害事例
リスクアセスメントの実施支援システム
化学物質 免許・技能講習

あんぜんプロジェクト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>)

労働災害のない日本を目指してともに活動していただけるメンバーを募集しています。

労基署
だより

第 108 号

H28.11.29

名瀬労働基準監督署

TEL 0997-52-0574

FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

鹿児島県の最低賃金

1 時間 **715 円**

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/v/ar/rev0/0109/9467/2015-0911-1.pdf>)

労働条件相談ほっとライン

長時間労働や賃金不
払残業などのご相談
を夜間・土日に無料
でお受けします。
はい しろどう
0120-811-610

働く人の
メンタルヘルス
ポータルサイト
「こころの耳」

(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)

労働基準関係法令
各種様式集

(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html)

労災かくしは犯罪です。

労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。

「労基署だより」は、労働局ホームページ(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantoku/naze-rouki.html)に掲載しています。

業務改善助成金の拡充のご案内

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

業務改善助成金を大幅拡充しました

事業場内最低賃金の引き上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 ^(※) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ^(※))	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上	(※)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

さらに大幅な事業場内最低賃金の引上げを行う事業場に対する助成措置として以下のコースも新設

事業場内最低賃金の引き上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
90円以上	7/10 ^(※) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ^(※))	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上	(※)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	200万円	

拡充前

事業場内最低賃金の引き上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場

支給対象の費用なども拡充

- 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。
- 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- 助成率が加算になる、生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%を超えている場合等をいいます。

$$\text{生産性指標} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{人件費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃貸料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

支給の要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。 ※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。
- ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。
※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要となる経費は対象外となります。

支給例

事例

小荷物専用昇降機の導入による移動負担と商品ロス削減

【所在地】福岡県 【従業員数】10～19人 【事業の種類】飲食業
ビルの1階から3階を使用して飲食業を営んでいますが、厨房と客席のフロアが別なので、料理を運ぶ際に階段を使用しており、移動の負担や商品ロスのリスクがありました。そこで、助成金を活用して料理を運ぶ小荷物専用昇降機を導入しました。



- 時間や労力の削減のみならず、移動時の飲食物のこぼれなどのトラブルも解消できて顧客満足度が上昇
- 作業時間及び人的ミスの削減によって生産性が向上し、2人の従業員の時間給（最低賃金）を50円引き上げた。

助成金活用のポイント

移動の負担を軽減することで、トラブル防止や従業員の他業務への振り分けが可能となった。

事例

顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務効率化

【所在地】山形県 【従業員数】1～4人 【事業の種類】中古車販売・整備業
顧客管理や在庫管理をエクセルで行っていましたが、複雑な販売・経営管理に対応できず、入力ミスや漏れも発生していました。そこで、助成金を活用して顧客管理・在庫管理・帳票作成などを一元的に行うことができるシステムを導入しました。



- 事務処理の時間が短縮できたことで、販売や顧客フォローに注力することが可能となり顧客満足度が上昇
- 作業時間の削減によって生産性が向上し、1人の従業員の時間給（最低賃金）を60円引き上げた。

助成金活用のポイント

システムを導入することでデータの把握や管理をより早く正確に行い、収益確保のための販売活動に注力できる体制を構築した。

お問い合わせ先

「鹿児島県最低賃金総合相談支援センター」では、最低賃金にかかる色々な相談をお受けしています。お気軽にお問い合わせ下さい。

鹿児島県最低賃金総合相談支援センター フリーダイヤル **0120-898-930**

鹿児島市新屋敷町16-16

開所日 土・日・祝祭日を除く 9:00～17:00

申請先

業務改善助成金の申請・支給は、鹿児島労働局 雇用環境・均等室で行っています。申請に対するご相談は、下記にお尋ねください。

鹿児島労働局雇用環境・均等室（山下町庁舎）

電話099-223-8239

〒892-8535 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階